

千葉県報

号外
令和6年5月28日

号外第36号

令和6年5月28日(火曜日)

千葉県報

主要目次

- 特別保護地区の指定予定(二件)
- 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催(二件)

公

告

特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案は、令和六年五月二十八日から六月十日までの間、千葉県環境生活部自然保護課及び安房地域振興事務所地域環境保全課において縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

神戸鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

館山市大神宮地先の館山市市道五〇〇四号線と同市市道五〇一〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道五〇一〇号線を南東へ進み同市大神宮一、四一二番四地先の同市大神宮字樋ノ口と同市大神宮字内大塚との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市大神宮一、四二七番一地先の水路との接点に至り、同所から尾根を南西へ進み同市大神宮八〇九番二地先の県有林の区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市大神宮九四〇番一地先の千葉県立館山野鳥の森内の遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を北東へ進み同市大神宮三六六番一地先の赤道との交点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同市市道五〇〇四号線との接点に至り、同所から同市市道五〇〇四号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、房総半島の最南端に位置し、気候が温暖で、区域内はマテバシイ等を主体とした広葉樹林により構成されており、ヒヨドリ、エナガ、メジロ等の多様な鳥獣が生息しているため、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

なお、区域内及び周辺において定期的な巡視等を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、鳥獣の保護繁殖を図る。

特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案は、令和六年五月二十八日から六月十日までの間、千葉県環境生活部自然保護課及び君津地域振興事務所地域環境保全課において縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

富津岬鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

富津市富津地先の富津市市道長浜第一二線と同市市道富津漁港線との接点を起点とし、同所から同市市道富津漁港線を南西へ進み県立富津公園路との接点に至り、同所から県立富津公園路を南東へ進み同市市道富津漁港下洲線との接点に至り、同所から同市市道富津漁港下洲線を南東へ進み富津市富津二、四三〇番九地先の下洲漁港管理用道路との接点に至り、同所から下洲漁港管理用道路を南西へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を北西へ進み富津岬先端に至り、同所から海岸汀線を東へ進み同市市道長浜第一二線の終点から北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東へ進み同市市道長浜第一二線との接点に至り、同所から同市市道長浜第一二線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、富津市富津岬の西端に位置し、周囲は海に囲まれ、区域内はクロマツを主体とした林地や海浜植物群落地により構成されており、カモ類、ヒヨドリ、カワラ

ヒワ等の多様な鳥獣が生息しているため、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
なお、区域内及び周辺において定期的な巡視等を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、鳥獣の保護繁殖を図る。

特別保護地区の指定に関する公聴会の開催

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、特別保護地区の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和六年五月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 開催日時 令和六年六月二十日（木曜日） 午後二時から
- 二 開催場所 千葉県安房合同庁舎三階大会議室（館山市北条四〇二番地一号）
- 三 案件 神戸鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- 四 公聴会に関する問い合わせ先 千葉県環境生活部自然保護課（電話〇四三（二二三）二九七二）

特別保護地区の指定に関する公聴会の開催

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、特別保護地区の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和六年五月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 開催日時 令和六年六月二十一日（金曜日） 午後二時から
- 二 開催場所 千葉県君津合同庁舎四階大会議室（木更津市貝渕三丁目一三番三四号）
- 三 案件 富津岬鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- 四 公聴会に関する問い合わせ先 千葉県環境生活部自然保護課（電話〇四三（二二三）二九七二）

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三（二二三）二六五八